



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 北陸電話工事株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 森 泰夫  
(コード番号 1989 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 川面 正雄  
T E L (076)221-6116 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加および号数の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主の皆様へ提供したものとすることができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外取締役および社外監査役として幅広く有能な人材を迎えられる環境を整備し、その職務の遂行にあたり期待された役割を十分に発揮できるように、責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月27日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成26年6月27日 (予定)

#### 3. 変更の内容

変更の内容については別紙のとおりであります。

以上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気通信工事            (2) 電 気 工 事            (3) 土 木 工 事            (4) 測 量            (5) 塗 装 工 事            (6) ほ 装 工 事            (7) 管 工 事            (8) 造 園 工 事            (9) 鋼構造物工事            (10) とび・土工・コンクリート工事  <u>(11) 警備保障業務</u>  <u>(12) コンピューター及びその関連機器による情報処理業務</u>            (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(13) 前各号に関する設計・監理、コンサルティング並びに機材、機器の販売及び保守</u>            (第 11 号から移動)</p> <p><u>(14) 貨物運送取扱事業</u>  <u>(15) 労働者派遣事業</u>  <u>(16) 前各号に附帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>15</u>条～第<u>25</u>条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) }            (2) }            (3) }            (4) }            (5) } 現行どおり            (6) }            (7) }            (8) }            (9) }            (10) }</p> <p>(第 15 号へ移動)</p> <p><u>(11) コンピューター及びその関連機器による情報処理業務</u>  <u>(12) 発電並びに電気の供給及び販売に関する事業</u>  <u>(13) 広告業</u>  <u>(14) 前各号に関する設計・監理、コンサルティング並びに機材、機器、ソフトウェアの販売、賃貸、運営、管理及び保守</u>  <u>(15) 警備保障業務</u>  <u>(16) 貨物運送取扱事業</u>  <u>(17) 労働者派遣事業</u>  <u>(18) 前各号に附帯又は関連する一切の事業</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第<u>15</u>条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第<u>16</u>条～第<u>26</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第26条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>